

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、保護命令制度が新しくなります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が、一部を除き、令和6年4月1日から施行されました。

これにより、保護命令制度が新しくなります。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」において、「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすものをいう）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という）をいいます。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含みます。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったものが、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。

改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大⇒**重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象として拡大**
- 接近禁止命令等の期間を伸長 6か月間⇒**1年間**
- 子への電話等の禁止命令の創設
- 保護命令違反の厳罰化 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金⇒**2年以下の懲役又は200万円の罰金**

保護命令制度とは

保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、配偶者等(※)に対し、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近の徘徊等、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

※「配偶者等」とは、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手。また、離婚等の前に暴力を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含みます。

保護命令の種類と期間

◆ **被害者への接近禁止命令【1年間】**

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1 **被害者への電話等禁止命令【1年間】(次の行為を禁止する命令)**

面会の要求、行動監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・文書・FAX・メール・SNS等送信、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する告知等・物の送付等、GPSによる位置情報取得等

2 **被害者の子への接近禁止命令【1年間】**

被害者と同居する未成年の子の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近を徘徊することを禁止する命令

3 **被害者の子への電話等禁止命令【1年間】(次の行為を禁止する命令)**

行動監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・文書・FAX・メール・SNS等送信、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する告知等・物の送付等、GPSによる位置情報取得等

4 **被害者の親族等への接近禁止命令【1年間】**

被害者の親族等(被害者の成年の子を含む)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令

◆ **退去命令【2か月間(※)】**

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近を徘徊することを禁止する命令

※住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月間

保護命令の要件

◆接近禁止命令

| | | | | |
|---|--------|--|-----|--|
| 配偶者からの 身体に対する暴力 or 生命、身体に対する脅迫 or 自由、名誉、財産に対する脅迫 | を受けた者が | 更なる 身体に対する暴力 or 生命、身体に対する脅迫 or 自由、名誉、財産に対する脅迫 | により | 生命、身体に対する 重大な危害(※)を 受けるおそれが大 きいとき |
|---|--------|--|-----|--|

◆退去等命令

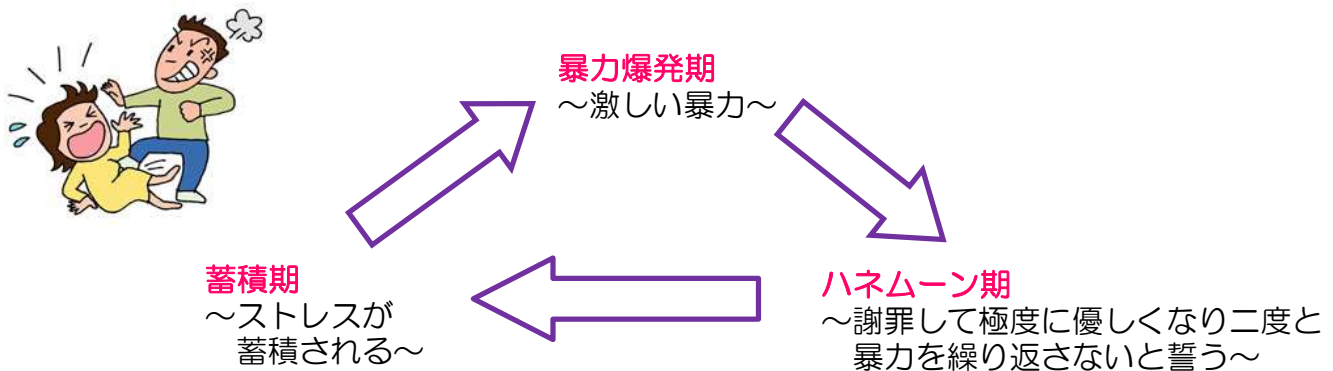
| | | | | |
|---|--------|-----------------------|-----|--|
| 配偶者からの 身体に対する暴力 or 生命、身体に対する脅迫 | を受けた者が | 更なる 身体に対する暴力を受けること | により | 生命、身体に対する 重大な危害(※)を 受けるおそれが大 きいとき |
|---|--------|-----------------------|-----|--|

接近禁止命令等の対象となる脅迫は、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫」です。例えば、次の行為が対象となり得ると考えられますが、具体的な言動が、接近禁止命令等の対象となる「脅迫」が該当するか否かは、個別の事案における証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

- 自由に対する脅迫の例
 - ・ 部屋に閉じ込め、外出しようとするすると怒鳴る
 - ・ 土下座を強制する
 - ・ 従わなければ仕事を辞めさせると告げる
- 名誉に対する脅迫の例
 - ・ 性的な画像を広く流布させると告げる
 - ・ 悪評をネットに流して攻撃すると告げる
- 財産に対する脅迫の例
 - ・ キャッシュカードや通帳を取り上げると告げる

DVを受けて、警察に相談される方へ

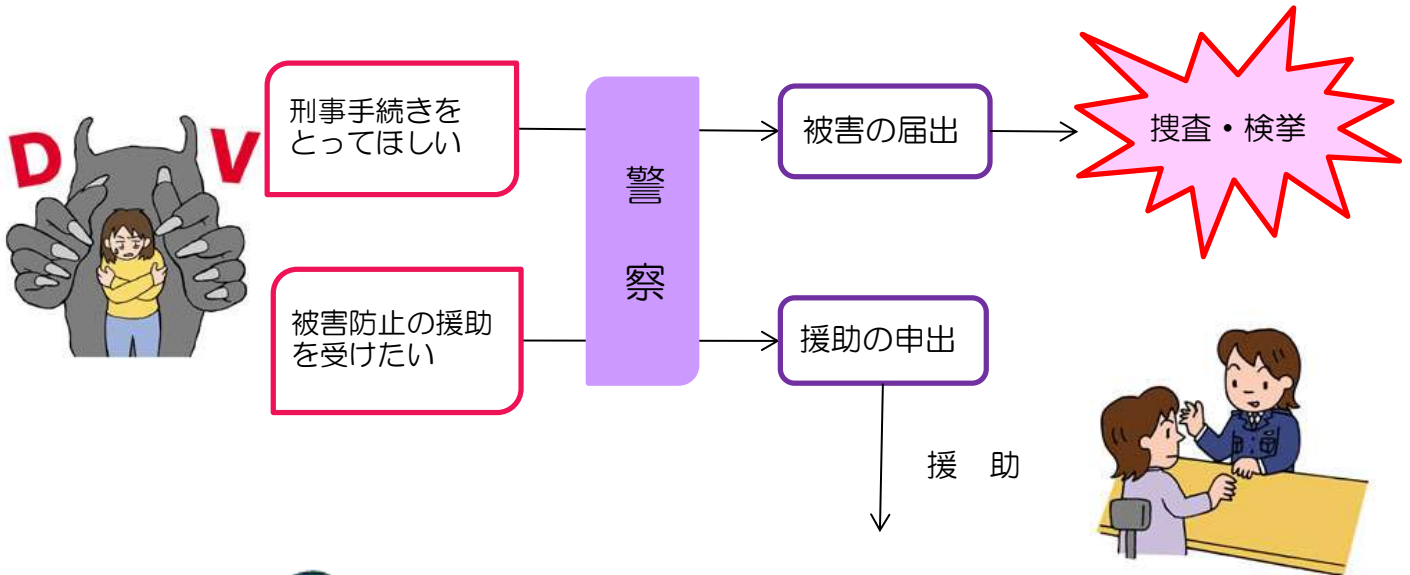
- ◆ 知っていただきたいこと
 - ・ あなた自身や子供、親族、同僚等に対する重大事案に発展するおそれがあること
 - ・ いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと
⇒ また暴力が再開される可能性は十分にあります



暴力は繰り返され、エスカレートします！！

- ・ まだ相手に情が残っている・・・、外では真面目な人なのに・・・、自分さえ我慢すれば・・・
などと考えていませんか？
⇒ あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

警察によるDV対応の流れ



カモンくん

(例)

- 配偶者暴力相談支援センター等の紹介をしてほしい
- 住民基本台帳の閲覧等されないための支援をしてほしい
- 被害を自ら防止するための措置を教示してほしい

一人で悩まず、相談しましょう

緊急時は110番通報

山形県警察本部

◆ #9110、023-642-9110 ※相談専用

◆ 023-626-0110

または、各警察署でも相談を受け付けています



カモンくん